東村山市立秋津東小学校　学校いじめ防止基本方針

令和７年４月

１　基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた子供の心に永く深い傷を残すものであり、いじめはどの学級にも起こり得るという認識の下、日常的に未然防止に取り組むとともに、いじめを把握した場合には学校が総力をあげて速やかに解決する。とりわけ、子供の尊い命が失われることは決してあってはならないことであるため、早期発見・早期対応を基本とした次のような取組を講じていく。

（１）いじめを生まない、許さない学校づくり

＜いじめに関する子供たちの理解を深める＞

子供たちがいじめについて深く考え理解するための取組として、道徳の授業や児童会等による主体的な取組への支援を通じて、子供たちがいじめを絶対に許さないことを自覚するように指導する。

（２）子供たちをいじめから守り通し、子供たちのいじめの解決に向けた行動を促す

＜いじめられた子供を守る＞

いじめられた子供からの情報やいじめの兆候を確実に受け止め、いじめられた子供が安心して学校生活を送ることができるようにするため、いじめられた子供を組織的に守り通す取組を徹底する。

＜子供たちの取組を支える＞

周囲の子供たちが、いじめについて知っていながらも「言ったら自分がいじめられる」などの不安を抱えていることを直視し、周囲の子供の発信を促すための子供たちによる主体的な取組を支援するとともに、勇気をもって教員等に伝えた子供を守り通す。

（３）教員の指導力の向上と組織的対応

＜学校一丸となって取り組む＞

いじめに適切に対応できるようにするため、教員のいじめ問題への鋭敏な感覚と的確な指導力を高める。また、教員個人が対応するのではなく、いじめを認識した時点で、すぐに情報を共有し、学校全体による組織的な対応を行う。

＜社会総がかりで取り組む＞

いじめが複雑化・多様化する中、学校がいじめ問題を迅速かつ的確に解決できるようにするため、保護者や地域、関係機関と連携し、社会総がかりでいじめ問題解決に向けて取り組む。

２　いじめ防止に関する学校の組織体制等

（１）「学校いじめ対策委員会」の構成

校長、副校長、生活指導主任、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー、
スクールソーシャルワーカー、その他校長が必要と認める者

（２）「学校いじめ対策委員会」の校内組織等の位置付け等

特別支援校内委員会と同等の位置づけとする。
必要に応じて校長がこれを招集し、全職員による組織的な対応を行う。

（３）「学校いじめ対策委員会」の主な取組内容

・「学校いじめ防止基本方針」の周知と教職員間の共通理解【４月】
・いじめに関する校内研修の計画、実施【６月（「重大事態」の定義）、１１月、２月】
・民生児童委員との定期的な連絡会議等の開催【夏季休業中】
・「いじめに関する授業」の実施に関する計画、実施【６月、１１月、２月】

・ＳＮＳ東京ルールを踏まえてのＳＮＳ学校ルール・家庭ルールの作成と指導【７月～夏季休業前】
・児童会等による取組への支援【６月、１１月、２月】
・ふれあい月間「学校シート」によるいじめの対応や取組を見直す【６月、１１月】
・「いじめ実態調査（いじめ発見のためのアンケート）」の実施・分析・活用【６月、１１月、２月】
→５年間保管
・いじめ発見から３ヵ月後の実態確認
・学校だよりや保護者会等の積極的な活用【年間２回程度】
・被害の子供・保護者に対するケア、加害の子供に対する組織的・継続的な観察、指導等【対応時】
・スクールカウンセラー等による面談、結果集約及び対応【対応時】
・スクールカウンセラーとの二者面談・結果集約及び対応【随時必要に応じて】
・「担任との二者面談」の計画、実施【５月・１１月】

（４）「学校サポートチーム」の構成（役職等）

警察関係者（学校サポーター）、六地区青少対、民生児童委員、地域コミュニティー

（５）「学校サポートチーム」の主な取組内容

・セーフティ教室等、非行犯罪防止教室
・ケース会議・六地区さわやかネットワーク等、地域情報交換会

３　４つの段階に応じた具体的な取組

（１）未然防止のための取組

・道徳教育、人権教育の充実
・年３回以上の「いじめに関する授業」（道徳、学級活動等）の実施
・児童による「いじめ防止」に係る標語づくり
・授業規律の共通化
・分かる・できる楽しさが味わえる授業づくり
・教職員の「学校いじめ防止基本方針」の共通理解
・いじめ撲滅に向けた児童会の取組への支援
・弁護士等外部機関を活用した法教育の実施
・自尊感情、自己肯定感を高める取組（「居場所づくり」と「きずなづくり」）
・他者との協働を通した学級や学校、地域、社会の一員としての自覚を育成
・いじめ防止に関する年間計画の作成
・「学校いじめ対策委員会」の設置
・「学校サポートチーム」の活用
・「学校いじめ防止基本方針」を学校ウェブサイトに掲載するとともに、「学校便り」等を活用した内容の周知と、学校評価による検証と見直し
・「秋津東小学校タブレット端末活用のルール」の徹底
・保護者への理解啓発
・身近な大人や友達に相談できることを学ぶ「SOS の出し方に関する教育」の推進、及びすべての教職員がいつでも相談に応じる体制の構築

（２）早期発見のための取組

・教職員の「いじめ」の定義に対する共通理解
・出欠確認時の観察及び声掛け
・教職員間による情報の共有
・校内巡回等を通じた子供の観察

・ふれあい月間「学校シート」を活用し、いじめの対応や取組を確認
・「学校生活意識調査」を活用した継続的な支援
・スクールカウンセラーによる全員面接の実施（５年生対象）
・いじめに関する情報等の管理（ファイリング等）
・学校だよりや保護者会等の積極的な活用による、いじめ等に関する情報の早期把握
・定期的な外部相談機関等の周知・活用法の指導
・保護者相談の実施
・児童館や学童クラブ等の連携による情報共有
・理由が明確でない欠席については、「東村山市不登校未然防止・早期発見・早期対応マニュアル」（平成２８年１０月）を活用し、いじめの有無について対応する。

（３）早期対応のための取組

①初期対応の取組

・いじめを発見した場合、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。具体的には、週に１回の生活夕会で、発見したいじめと今後の対応について報告する。
・報告のあったいじめが、学級指導や加害児童への指導のみ対応では、いじめの解消に向けた対応が不十分なケースについては、学校いじめ対策委員会を早急に開催し、対応策を検討する。
（状況の正確な把握、教職員の役割分担の明確化）
・インターネットを通じて、いじめが行われていることが確認された場合は、直ちに指導に当たるとともに、教育委員会・保護者と連携して、通信の手段に応じてその内容の拡散防止と削除を徹底する。

②被害児童への取組

・いじめを受けた児童の安全確保及び不安解消
・いじめを受けた児童が落ち着いて教育を受けられる環境の確保
・保護者への支援・助言
・いじめの行為が解消した後も、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、注意深く観察するなど、対応を継続
・保護者を含めたスクールカウンセラーによる心のケア、登校の促し等

③加害児童への取組

・教育的配慮の下、毅然とした態度でいじめを行った児童を指導
・保護者への支援・助言
・加害児童の発達段階や家庭環境等を含め、いじめの行為を行う背景に配慮しながら、継続的な指導の充実

④周囲の児童・生徒への取組

・いじめを知らせてきた児童の安全確保
・いじめを見ていた児童に対して、自分の問題として捉えさせる取組

⑤その他（学校サポートチームとの連携、教育委員会・関係機関との連携、保護者・地域との連携等）

・保護者会を開催するなどして保護者と情報を共有
・関係機関や専門家等との相談・連携
・いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については、東村山警察署と連携

（４）重大事態への対処

・東村山市教育委員会への報告と連携（被害児童の氏名・学年・性別、欠席期間・その他児童の状況、児童またはその保護者から重大事態である旨の訴えがある場合はその訴えの内容）を行う。
・必要に応じて東村山警察署への相談や通報、児童相談所、その他関係機関等との連携を行う。

・被害の児童に対しては、緊急避難措置等について検討・実施し、複数の教員による当該児童の保護や情報共有の徹底を図る。
・加害児童やその保護者も含めた指導・支援を検討し、実施する。
・調査を行ったときは、対象児童とその保護者及び関連のある児童とその保護者へも情報を提供し、家庭と連携して指導・対応を行う。
・アンケート質問表の原本などの一次資料、アンケートや聴取の結果を記録した文書等の二次資料及び調査報告書ともに、実施年度末から５年間保管する。

４　校内における研修

・学校いじめ対策委員会の構成と取組内容についての確認
・いじめの定義・重大事態の確認
・いじめの未然防止に関する研修
・「いじめに関する授業」の研究授業
・いじめの対応に関する研修
・自尊感情や自己肯定感を高めるための研修
・教育相談体制に関する研修
・いじめ防止対策推進法、いじめ防止基本方針等の周知等に関する研修
・インターネットを通じて行われるいじめを防止するための情報モラル教育の研修
・ＳＯＳの出し方に関する研修会